

当健保組合加入者様へ

マイナンバーの収集方法の変更のお知らせ

現在、当健保組合加入者様のマイナンバーは、お勤めの会社（事業主様）からご提供をいただいております。

ただ、この方法ですと、常に送付の際の紛失リスクが存在しております。

そのため、今後は当健保組合が、住民基本台帳（住基ネット）を経由して収集する方法に変更させていただきます。住基ネットの情報や各健保組合の情報を束ねる情報連携機関の整備が、進んだことも変更理由の一つです。

なお、健保組合は番号法第14条で「個人番号利用事務実施者」に該当するため住基ネットからマイナンバーを直接収集することができます。

これには本人の同意は、必要ないとされております。

最後に、当健保組合が入手したマイナンバーは、プライバシーポリシーに従い、適切に管理いたします。